８森推第690号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第７項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新します。

令和８年10月30日

長野県知事　阿　部　守　一

１　平尾富士鳥獣保護区

(1) 区域

佐久市上平尾字上伴助地籍の市道 07-063 号線と佐久スキーガーデンパラダの境界との接点を起点とし、同点から同市道を南進し、同市道と林道平尾表線の接点に至り、同点から同林道を東進し、同林道と平尾富士無線中継所連絡道路の接点に至り、同点から同連絡道路を北西進し、同連絡道路と木戸ケ入尾根の接点に至り、同点から同尾根を東進し、同尾根と上舟ヶ沢道上歩道の接点に至り、同点から同歩道を北西進し、同歩道と佐久市と御代田町の境界の接点に至り、同点から同境界を北西進し、同境界と平尾富士登山道の接点に至り、同点から同登山道を西進し、同登山道と林道上平尾支線の接点に至り、同点から同林道を南進して佐久スキーガーデンパラダの境界線との接点に至り、同スキー場を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約97ヘクタール）

(2) 存続期間

令和８年11月１日から令和18年10月31日まで（10年間）

(3) 保護に関する指針

鳥獣保護監視員により巡視を実施することにより適正な保護管理を行うとともに、ニホンジカの生息地で近隣の農地では被害が発生しているため必要に応じて個体数調整を実施する。

２　松原湖高原鳥獣保護区

(1) 区域

南佐久郡小海町豊里地籍の県道松原湖高原線と町道188号線の接点を起点とし、同点から同町道を南進し、町道松原海尻線との接点に至り、同点から同町道を南進し、町道206号線との接点に至り、同点から同町道を南西進し、県道松原湖高原線との接点に至り、同点から同県道を西進し、大月川との接点に至り、同点から同川を北西進し、町道松原稲子割石線との接点に至り、同点から同町道を東進し、県道松原湖高原線との接点に至り、同点から同県道を北西進し、町道165号線との接点に至り、同点から同町道を北進し、小海町有林と松原湖高原別荘地の境界との接点に至り、同点から同境界を北東進し、町道171号線との接点に至り、同点から同町道を北東進し、町道153号線との接点に至り、同点から同町道を南進し、町道

154 号線との接点に至り、同点から同町道を東進し、町道 153 号線との接点に至り、同点から同町道を北東進し、町道川久保八那池線との接点に至り、同点から同町道を南西進し、松原湖へ通じる歩道との接点に至り、同点から同歩道を東進し、県道松原湖高原線との接点に至り、同点から同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域　（面積約 300 ﾍｸﾀｰﾙ）

(2) 存続期間

令和８年 11 月 1 日から令和 18 年 10 月 31 日まで（10 年間）

(3) 保護に関する指針

鳥獣保護監視員により巡視を実施することにより適正な保護管理を行うとともに、ニホンジカの生息地で近隣の農地では被害が発生しているため必要に応じて個体数調整を実施する。

３　南蓼科鳥獣保護区

(1) 区域

茅野市湖東須栗平地籍の茅野市道 1 級 29 号線と県道渋ノ湯堀線との交点を起点とし、同点から同県道を北東進し、茅野市道Ⅲ B3187 号線との接点に至り、同点から同市道を東進し、茅野市道Ⅲ B3620 号線との接点に至り、同点から同市道を東進し、鳴岩川に至る山道との接点に至り、同点から同山道を南東進し、鳴岩川との接点に至り、同点から同川を南西進し、茅野市道Ⅲ B3656 号線との接点に至り、同点から同市道を南西進し、古田池付近で鹿島リゾート別荘管理道路との接点に至り、同点から同道路を南東進し、鹿島リゾート所有地と槻木財産区有林の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、八ヶ岳農場特定猟具使用禁止区域（銃器）の境界との接点に至り、同点から同境界を西進し、茅野市道 1 級 36 号線との交点に至り、同点から同市道を北西進し、茅野市道Ⅲ B3290 号線との接点に至り、同点から同市道を北西進し、茅野市道Ⅲ B3289 号線との接点に至り、同点から同市道を北西進し、茅野市道 1 級 29 号線との接点に至り、同点から同市道を北東進し、鳴岩堰との交点に至り、同点から同堰を西進し、滝ノ湯堰との接点に至り、同点から同堰を北東進し、茅野市道Ⅲ B1842 号線との交点に至り、同点から同市道を南東進し、茅野市道 1 級 29 号線との接点に至り、同点から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約 1,250 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和８年 11 月 1 日から令和 18 年 10 月 31 日まで（10 年間）

(3) 保護に関する指針

当該区域の保護管理に当たっては、指定の目的を妨げない範囲内での善良な森林整備を助長するとともに、集落住民や別荘等利用者にも理解を求めながら、地元茅野市や関係団体と協力して鳥獣保護意識の普及啓発に努めていくとともに、野生鳥獣被害対策のためのニホンジカの捕獲について

も、別荘地や観光施設に配慮しながら進めていくこととする。
なお、当該区域の指定目的や区域を明示した諸看板を必要な箇所に設置する。

4　南アルプス南部鳥獣保護区

(1) 区域

下伊那郡大鹿村所在の国有林伊那谷計画区中 2012 林班、2013 林班、2014 林班な小班、同林班ら小班、2015 林班へ小班、2024 林班から 2027 林班及び 2030 林班から 2037 林班、飯田市上村所在の同計画区 3033 林班、3039 林班から 3042 林班、3058 林班及び 3059 林班並びに飯田市南信濃所在の同計画区 3069 林班から 3071 林班、3083 林班から 3086 林班、3088 林班、3089 林班、3091 林班、3092 林班、3104 林班から 3107 林班、3112 林班、3113 林班、3116 林班、3117 林班及び 3129 林班から 3132 林班までの各林班の区域（面積約 6,378 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和８年 11 月１日から令和 18 年 10 月 31 日まで（10 年間）

(3) 保護に関する指針

南アルプス国立公園内であり、多様な鳥獣の生息域や貴重な植物の植生地となっており、また国有林であることから、国及び地元市町村等関係機関と十分な連携をとりながら管理運営にあたる。

5　大島山鳥獣保護区

(1) 区域

下伊那郡松川町所在の国有林伊那谷計画区中 2211 林班から 2214 林班、2220 林班から 2224 林班及び 2267 林班から 2270 林班までの各林班の区域一円（面積約８０２ヘクタール）

(2) 存続期間

令和８年 11 月１日から令和 18 年 10 月 31 日まで（10 年間）

(3) 保護に関する指針

全域が国有林であることから、国及び地元市町村等関係機関と十分な連携をとりながら管理運営にあたる。

6　安南平鳥獣保護区

(1) 区域

下高井郡山ノ内町大字佐野字長崩地積の角間川と箱石沢の合流点を起点とし、同点から角間川を東進し、同川と境沢との接点に至り、同点から同沢を南東進し、同沢と坊寺山山頂（1,839.5 メートル三角点）に至り、同点から山ノ内町有林と一般財団法人和合会所有林との境界を南進し、通称坊平尾根を経て更に南進し、字北押出地籍において笠ヶ岳国有林と山ノ内

町有林と一般財団法人和合会所有林との境界の接点に至り、同点から同国有林と民有林との境界を北西進し、上高井郡高山村と山ノ内町との境界の接点に至り、同点から同境界を西進し、同境界と民有林と独立行政法人森林総合研究所森林農地整備センター造林地との接点に至り、同点から同境界を北進し、箱石沢との接点に至り、同点から同沢を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約 906 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和８年 11 月１日から令和 18 年 10 月 31 日まで（10 年間）

(3) 保護に関する指針

野生鳥獣の生息環境として良好な条件を備えていることから、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼさないよう留意し、定期的な巡視を行い、静謐な環境を保持する。

7　高社山鳥獣保護区

(1) 区域

中野市と下高井郡木島平村との境界の高社山山頂（1,351.4 メートル）を起点とし、同点から同境界を北西進し、同境界と西原新堰との交点に至り、同点から同堰を東進し、同堰と民有林 41 林班と同 51 林班との境界の接点に至り、同点から同境界を南西進し、同境界と同 50 林班と同 51 林班との境界の接点に至り、同点から同境界を南東進し、同境界と国有林飯山事業区 159 林班い小班との接点に至り、同点から国有林飯山事業区 159 林班い小班と民有林の境界を南進し、同境界と国有林飯山事業区 159 林班ほ小班と民有林の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、同境界と同 159 林班と小班と同へ小班の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、同境界と同い小班と同と小班の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、同ろ小班と同り小班の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、同ろ小班と同ぬ小班の境界との接点に至り、同点から同境界を南進し、同境界と木島平村と下高井郡山ノ内町の境界との接点に至り、同点から同境界を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約 576 ヘクタール）

(2) 存続期間

令和８年 11 月１日から令和 18 年 10 月 31 日まで（10 年間）

(3) 保護に関する指針

野生鳥獣の生息環境として良好な条件を備えていることから、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼさないよう留意し、定期的な巡視を行い、静謐な環境を保持する。

森林づくり推進課 鳥獣対策係